

火災で被災された場合の手続き・利用できる制度

この案内は、火災で被災された場合の証明書の交付や減免手続き等について、概略をまとめたものです。記載事項については、すべての手続き等を網羅しているものではありません。

また、記載内容についても、制度等の改正に伴い、内容が変更される場合もありますので、事前にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

1. お問い合わせは土、日、休日を除く午前8時30分から午後5時15分までにお願いします。これ以外の場合は問合せ先に記載しています。
2. 窓口で申請書などを記載していただく場合がありますので、あらかじめご了承ください。

令和3年3月作成

山形市消防本部予防課

023-634-1195

項 目	頁
1. り災証明書の発行	1
2. 個人住民税の減免	1
3. 所得税・個人住民税の軽減	1
4. 法人市民税の申告・納付期限の延長	1
5. 固定資産税（家屋・償却資産）の減免	2
6. 市税の猶予制度	2
7. マイナンバーカード（個人番号カード）の再発行	2
8. 印鑑の登録	2
9. 国民年金保険料の免除	3
10. 保険料の納付書や年金手帳を紛失されたとき	3
11. 国民健康保険被保険者証等の再交付	3
12. 後期高齢者医療被保険者証等の再交付	3
13. 国民健康保険税の減免	4
14. 国民健康保険一部負担金の減免等	4
15. 後期高齢者医療保険料の減免等	4
16. 後期高齢者医療一部負担金の減免等	5
17. 母子健康手帳、乳幼児等の定期予防接種予診票及び乳幼児健康診査票等の再交付	5
18. り災により発生した家庭系廃棄物の受入及び処理手数料免除	5
19. 介護保険料の減免	6
20. 介護保険被保険者証・介護保険負担割合証の再発行	6
21. 身体障がい者手帳・療育手帳・精神障がい者保健福祉手帳の再交付	6
22. 特別児童扶養手当・特別障がい者手当等の事務手続き、所得制限の特例	6
23. 障がい福祉サービス・通所サービス等の利用、補装具の購入又は修理費用負担に係る特例措置	7
24. 各種障がい福祉サービス等受給者証の再交付について	7
25. 自立支援医療受給者証（育成医療・更生医療・精神通院医療）の再交付について	7
26. 心身障がい者扶養共済制度加入証書・年金証書の再交付について	7
27. 確認申請手数料の減免（山形市建築基準法施行細則第8条）	8
28. 上下水道の使用中止届について	8
29. 児童生徒教科用図書給付	8

(消防本部)

1. り災証明書の発行	
内 容	各種手続きや、火災保険金の請求（保険会社によります。）などに必要となる「り災証明書」を発行します。
手数料等	1枚 300円
問合せ先	予防課 023-634-1195

(財政部)

2. 個人住民税の減免	
内 容	納める税額が減額または免除される場合があります。
必要書類	<ul style="list-style-type: none">・り災証明書（原本）・家屋の取得価格、取得日がわかるもの・被害割合がわかる図面の写し・受け取った災害保険の金額がわかるもの・本年の収入見込みがわかるもの・本人名義の預金通帳ほか、現在の所持金額がわかるもの・市県民税の納税通知書
問合せ先	市民税課 023-641-1212（内線304～307）

3. 所得税・個人住民税の軽減	
内 容	雑損控除の申告により、納める税額が減額される場合があります。
必要書類	<ul style="list-style-type: none">・り災証明書（原本）・マイナンバーカード・損害証明書等控除関係書類（損失額、保険等で補填される金額がわかるもの）・申告する年の収入関係書類、その他控除関係書類 ※申告される方の状況により、その他書類が必要となる場合があります。 ※税務署にて所得税の確定申告をした方が有利になる場合がありますので、所得税については税務署にお問い合わせください。
問合せ先	市民税課 023-641-1212（内線304～307）

4. 法人市民税の申告・納付期限の延長	
内 容	申告・納付期限が延長される場合があります。
必要書類	<ul style="list-style-type: none">・り災証明書（コピー可）・国税で申告・納付期限が延長されたことがわかるもの（「災害による申告、納付等の期限延長通知書」の写し）
問合せ先	市民税課 023-641-1212（内線303）

5. 固定資産税（家屋・償却資産）の減免	
内 容	損害の程度により固定資産税（家屋・償却資産）が減免になる場合があります。 ※当該家屋内に設置された償却資産が損害を受けた場合も同様です。 減免の可否については被害を受けられた家屋に調査員がお伺いし判定します。 詳しくはお問い合わせください。
必要書類	・り災証明書（コピー可） ・固定資産税都市計画税減免申請書
問合せ先	資産税課 023-641-1212（内線318、365、317、370）

6. 市税の猶予制度	
内 容	市税を一時的に納付することができないと認められる場合、申請により市税の徴収を猶予します。
必要書類	・り災証明書（コピー可）
問合せ先	納税課 023-641-1212

（市民生活部）

7. マイナンバーカード（個人番号カード）の再発行	
内 容	マイナンバーカードを消失した場合、再発行します。 ※再発行は、1か月半～2か月程度かかります。
必要書類	・り災証明書（原本確認のみ） ・免許証など写真付きの身分証明書 （写真付きでない身分証明書の場合、2点以上必要です。）
手数料等	800円 ※電子証明書を発行する場合は、別途200円。
問合せ先	市民課 023-641-1212（内線345）

8. 印鑑の登録	
内 容	印鑑登録証、実印のいずれか一方またはその両方を消失した場合、新たに印鑑を登録します。
必要書類	・免許証など本人確認ができる書類 ・登録する印鑑
手数料等	300円
問合せ先	市民課 023-641-1212（内線345）

9. 国民年金保険料の免除	
内 容	災害等によって被災し、住宅、家財、その他の財産のうち、被害金額がおおむね2分の1以上の損害を受けられた方等は、ご本人からの申請に基づき、国民年金保険料の納付が免除されます。
必要書類	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災証明書（コピー可） ・ 免許証などの本人確認書類 ・ 免除申請書 ・ 年金手帳または基礎年金番号のわかるもの ・ 災証明書又は国民年金保険料免除 ・ 納付猶予申請に関わる被災状況届
問合せ先	お近くの年金事務所又は市民課国民年金係（内線401～404）

10. 保険料の納付書や年金手帳を紛失されたとき	
内 容	納付書や年金手帳を紛失またはき損したとき、再交付を申請することが可能です。
必要書類	<ul style="list-style-type: none"> ・ 免許証などの本人確認書類 ・ 年金機構から送付された通知書等、基礎年金番号のわかるもの
問合せ先	お近くの年金事務所 ※年金手帳の再発行は、加入の年金制度により手続き先が異なります。

11. 国民健康保険被保険者証等の再交付	
内 容	国民健康保険被保険者証、高齢受給者証等を消失、破損した場合、再発行します。
必要書類	<ul style="list-style-type: none"> ・ マイナンバーカード、免許証など写真付きの身分証明書（写真付きでない身分証明書の場合、2点以上必要です。） ※本人及び同一世帯の方の身分証明書を確認した場合のみ、窓口で交付します。それ以外は郵送となります。
問合せ先	国民健康保険課 国保資格係 023-641-1212（内線362）

12. 後期高齢者医療被保険者証等の再交付	
内 容	後期高齢者医療被保険者証等を消失、破損した場合、再発行します。
必要書類	<ul style="list-style-type: none"> ・ マイナンバーカード、免許証など写真付きの身分証明書（写真付きでない身分証明書の場合、2点以上必要です。） ※本人及び同一世帯の方の身分証明書を確認した場合のみ、窓口で交付します。それ以外は郵送となります。
問合せ先	国民健康保険課高齢者医療係 023-641-1212（内線353・359）

13. 国民健康保険税の減免	
内 容	納税義務者等（納税義務者及びその者と同一世帯に属する国民健康保険の被保険者をいう。以下同じ。）の所有に係る住宅又は家財につき損害を受け、かつ、当該納税義務者等に係る合計所得金額の合算額が 1000 万円以下の場合で、当該損害金額（保険金・損害賠償金等により補填されるべき金額を除く）の当該住宅又は家財の価格に対する割合が 3/10 以上に該当し、保険税の納付が著しく困難であると認められる場合、国民健康保険税を減免します。制度利用には申請が必要で、収入や生活状況等を調査のうえ決定します。
必要書類	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災証明書（コピー可） ・ 国民健康保険税減免申請書等 ※申請の際は、事前にお問い合わせください。
問合せ先	国民健康保険課保険税係 023-641-1212（内線354・360）

14. 国民健康保険一部負担金の減免等	
内 容	災害等「特別な理由」に該当し、一部負担金の支払いが困難になった場合に、入院医療費の一部負担金の支払いを免除または一定期間猶予する制度です。免除期間は 3 か月、徴収猶予は 6 か月を標準とし、外来や入院時食事代は対象外となります。制度利用には申請が必要で、収入や生活状況等を調査のうえ決定します。
必要書類	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災証明書（コピー可） ・ 国民健康保険一部負担金減額（免除・徴収猶予）申請書等 ※申請の際は、事前にお問い合わせください。
問合せ先	国民健康保険課国保医療係 023-641-1212（内線357）

15. 後期高齢者医療保険料の減免等	
内 容	被保険者又はその属する世帯の世帯主が、火災等の災害により住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたことにより保険料を支払うことが困難と認められる場合に、保険料の減免等を行います。制度利用には申請が必要で、収入や生活状況等を調査のうえ広域連合が決定します。
必要書類	<ul style="list-style-type: none"> ・ 後期高齢者医療保険料減免申請書 ※申請の際は、事前にお問い合わせください。
問合せ先	国民健康保険課高齢者医療係 023-641-1212（内線353・359）

16. 後期高齢者医療一部負担金の減免等	
内 容	被保険者又はその属する世帯の世帯主が、火災等の災害により住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたことにより一部負担金を支払うことが困難と認められる場合に、一部負担金の減免等を行います。制度利用には申請が必要で、収入や生活状況等を調査のうえ広域連合が決定します。
必要書類	・後期高齢者医療一部負担金減免申請書等 ※申請の際は、事前にお問い合わせください。
問合せ先	国民健康保険課高齢者医療係 023-641-1212 (内線353・359)

(健康医療部)

17. 母子健康手帳、乳幼児等の定期予防接種予診票及び乳幼児健康診査票等の再交付	
内 容	母子健康手帳、妊婦健康診査補助券、妊婦歯科健康診査受診票及び母子健康手帳別冊（乳幼児等の定期予防接種予診票・乳幼児健康診査票等）を消失した場合、再交付します。
必要書類	・申請者の運転免許証など本人確認ができる書類
問合せ先	母子保健課（山形市保健所内） 電 話 023-647-2280 FAX 023-647-2281 開庁時間 火曜日～日曜日 午前8時30分～午後5時15分 閉 庁 日 月曜・祝日・年末年始(日曜、月曜が祝日の場合は、火曜も閉庁) ※閉庁日はこれによらない場合があります。

(環境部)

18. り災により発生した家庭系廃棄物の受入及び処理手数料免除	
内 容	り災で発生した家庭系廃棄物の受入及び廃棄物処理手数料の免除制度があります。 ※受入に関して諸条件がありますので、事前にお問い合わせください。 ○ 担当課：廃棄物指導課 ※廃棄物が雑貨品・小型廃家電類等の場合は、ごみ減量推進課（山形広域環境事務組合の山形市における窓口）が担当となります。
必要書類	○ 廃棄物指導課 ・り災証明書（コピー可） ○ ごみ減量推進課 ・り災証明書（コピー可）
問合せ先	廃棄物指導課 023-641-1212 (内線690) ごみ減量推進課 023-641-1212 (内線694)

(福祉推進部)

19. 介護保険料の減免	
内 容	第1号被保険者等の所有に係る住宅、家財その他財産につき損害を受け、かつ、第1号被保険者等の合算合計所得金額が1,000万円以下の場合で、保険料を負担することが著しく困難であると認められるとき、介護保険料を減免します。当該損害の金額のその住宅又は家財の価格に対する割合や合算合計所得金額に応じて減免割合が異なります。
必要書類	・り災証明書（コピー可） ・被災による損害の額又は割合を確認することができる書類及び損害保険等による補てん額を確認することができる書類等 ※申請の際は事前にお問い合わせください。
問合せ先	介護保険課 023-641-1212（内線848、849）

20. 介護保険被保険者証・介護保険負担割合証の再発行	
内 容	介護保険被保険者証及び介護保険負担割合証を焼失等した場合、再交付します。
問合せ先	介護保険課 023-641-1212（内線662）

21. 身体障がい者手帳・療育手帳・精神障がい者保健福祉手帳の再交付	
内 容	身体障がい者手帳・療育手帳・精神障がい者保健福祉手帳を消失、破損・汚損した場合、再交付します。（再交付には1ヶ月半～2ヶ月程度かかります。）
必要書類	・破(汚)損した場合は、その手帳 ・顔写真(縦4cm×横3cm) ※精神障がい者保健福祉手帳については、顔写真の添付を希望する方のみ。
問合せ先	障がい福祉課 023-641-1212(内線549・580・621)

22. 特別児童扶養手当・特別障がい者手当等の事務手続き、所得制限の特例	
内 容	各種手続きの添付書類等を省略、またはこれにかわるべき他の書類等を添えて申請が可能となります。（後日その書類の提出を求める場合があります。） また、被災者等の所得制限の特例措置があります。
必要書類	・手当証書（焼失等の場合はその旨お知らせください。）
問合せ先	障がい福祉課 023-641-1212(内線590)

23. 障がい福祉サービス・通所サービス等の利用、補装具の購入又は修理費用負担に係る特例措置	
内 容	各種サービスの利用について状況に応じてサービスの提供等が可能な場合があります。また費用負担についても減免等の特例措置があります。 ※詳細についてはご相談ください。
必要書類	・受給者証（焼失等の場合はその旨お知らせください。） ・申請書等（必要な書類をご案内します。）
問合せ先	障がい福祉課 023-641-1212（内線550・589）

24. 各種障がい福祉サービス等受給者証の再交付について	
内 容	以下の障がい福祉サービス等受給者証を消失、破損・汚損した場合、再交付します。 ・障がい福祉サービス受給者証、療養介護医療受給者証、地域相談支援受給者証 ・（障がい児）通所受給者証、肢体不自由児通所医療受給者証 ・地域生活支援受給者証
必要書類	・破(汚)損した場合は、その受給者証
問合せ先	障がい福祉課 023-641-1212（内線580・621）

25. 自立支援医療受給者証（育成医療・更正医療・精神通院医療）の再交付について	
内 容	自立支援医療受給者証を消失、破損・汚損した場合、再交付します。 （精神通院医療の受給者証のみ、再交付には1ヶ月半～2ヶ月程度かかります。）
必要書類	・破(汚)損した場合は、その受給者証
問合せ先	障がい福祉課 023-641-1212（内線542・580・621）

26. 心身障がい者扶養共済制度加入証書・年金証書の再交付について	
内 容	心身障がい者扶養共済制度加入証書・年金証書を消失、破損・汚損した場合、再交付します。（再交付には1ヶ月～1ヶ月半程度かかります。）
必要書類	・破(汚)損した場合は、その証書
問合せ先	障がい福祉課 023-641-1212（内線542・549・550）

(まちづくり政策部)

27. 確認申請手数料の減免（山形市建築基準法施行細則第8条）	
内 容	山形市に確認申請を提出する場合に限り、災害により滅失し又は損壊した建築物を建築しようとする場合における山形市手数料条例（昭和26年市条例第29号）別表第1に規定する確認申請手数料は、災害があった日から1年以内に確認申請書の提出があった場合に限り、当該滅失又は損壊した建築物の面積に対応する手数料の額を減額し、又は免除します。
必要書類	・り災証明書（写しを確認申請書に添付）
問合せ先	建築指導課 023-641-1212（内線475・477）

(上下水道部)

28. 上下水道の使用中止届について	
内 容	火災により、上下水道の使用を一時的に中止する場合に届出が必要になります。 ※中止しないと使用していても、基本料金が掛かってしまいます。
必要書類	・使用中止届（電話等でご連絡ください。）
問合せ先	上下水道部 お客さまサービスセンター 023-645-1177（内線111～114） 土・日・祝日を除く 午前8時30分から午後6時00分

(教育委員会)

29. 児童生徒教科用図書給付	
内 容	火災により焼失した小中学校児童生徒用教科用図書を無償で給付します。
必要書類	・り災証明書（コピー可）
問合せ先	学校教育課 023-641-1212（内線484）